

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 十 二 月 四 日

公 示

目 次

○機械警備業務管理者講習の実施

(生活安全総務課)

ページ
一

○機械警備業務管理者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第四十二条第二項第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第十三条において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成二十九年十二月四日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 講習期間

平成三十年二月七日（水）から同月九日（金）までの三日間
各日とも午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了考査が終了するまでとする。

二 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六―〇七七八

三 受講定員

一五人

四 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間 平成二十九年十二月二十一日(木)及び同月二十二日(金)の午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 (二) 方法 岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課(予約専用電話〇九〇―一四七七―八二六二)へ電話の上、受講希望の申出を行うこと(予約専用電話以外での予約は受け付けない。) (三) 留意事項 (1) 予約は、一回の電話につき一人のみを受け付ける。ただし、定員に達したときは、受付を締め切る。 (2) 予約時において、受講希望者に関する質問を行い、当該質問に即答できない場合は、予約を受け付けない。 2 提出書類 機械警備業務管理者講習受講申込書(規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。) 受講申込書には、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚を貼付すること。 3 受講申込み 四の1により予約番号を取得した受講希望者は、四の2の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと(郵送又は代理人による申込みは受け付けない。) (一) 期間 平成二十九年十二月二十五日(月)から平成三十年一月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで。ただし、県の機関の休日を除く。 (二) 場所 岐阜県内の各警察署生活安全課 (三) 留意事項 事前予約後、受講申込期間内に受講の申込みがない場合は、受講を認めない。 五 受講手数料 三八、〇〇〇円 受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付(各警察署に備付けの納付書に貼付)	すること。 六 その他 1 携行品及び集合時間 筆記具(鉛筆、消しゴム等)を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。 2 講習修了証明書の交付 修了考査に合格した者に対しては、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。 3 委託先 本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。 4 講習に関する問合せ先 岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課 電話(〇五八)二七一一四二四 内線三〇二六
--	--